

**議 事 日 程**

- 日程第1 議案第58号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第59号 平成31年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第3 議案第60号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第61号 平成31年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第62号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第66号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第67号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第52号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第57号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第65号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第68号 瑞穂市国土強靱化地域計画の策定について
- 日程第18 発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第18までの各事件

追加日程第1 議案第69号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）

**○本日の会議に出席した議員**

1番 広瀬守克

2番 藤橋直樹

3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	企画部長	山本康義
総務部長	久野秋広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚橋正則
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育次長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	宇野伸二
書記	松山詔子		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 議案第58号から日程第7 議案第67号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第1、議案第58号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬武雄君。

○産業建設委員長（広瀬武雄君） それでは、改めましておはようございます。議席番号15番広瀬武雄でございます。

ただいまは委員長報告につきまして、議長よりお許しをいただきましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました7議案につきましては、会議規則第39条の規定によりまして、産業建設委員会の審査の経過及び結果についてを報告いたします。

産業建設委員会は、去る9月10日午前9時30分から、巢南庁舎3の2の会議室におきまして開催いたしました。6名全員の委員が出席いたしまして、執行部から、市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案番号順に、要点を絞って御報告申し上げます。

初めに、議案第58号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。この議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第59号平成31年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、貸借対照表の負債の部、収益化累計額がマイナスの7億9,507万64円とあるが、その内容はどの質疑に対し、長期前受金は負担金や補助金などで取得した資産の額で、具体的には消火栓や自費工事のものである。収益化累計額は、その資産に対する減価償却費の財源であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第60号平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、損益計算書の他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入は一般会計から入ってきている分と思う。この分がなければ、当年度純利益は出ていないのではないかとの質疑に対し、この他会計からの負担金、補助金がなければ当年度純利益は出ていないとの答弁を受け、今後は穂積地域の下水道も始まっていくが、このような会計処理の場合、実際の営業活動による損益が隠れてしまい、分からなくなってしまうのではないかとの質疑に対し、他会計負担金は基準に基づき算定した金額であり、使用料で賄えない経費は基準内であれば一般会計で負担してもよく、負担金はやむを得ない。基準内で賄えない部分は補助金となり、865万円の補助金については使用料収入を増やし、支出を削減していくなどの努力が必要と考えるとの答弁がありました。

また、営業外収益の1億7,000万円を使用料で補うにはどのぐらい上げなければならないのかとの質疑に対し、使用料の単価を上げるのではなく接続の件数を増やし、収入総額を増やしていくことを考えている。単価を上げることは、今の段階では考えていないとの答弁を受け、接続件数を増やす具体的な方策はとの質疑に対し、一昨年度の瑞穂市上下水道事業審議会で審議やアンケート調査を行った結果から、排水設備の工事に関する費用が障害になっているとの意見が多くあった。そのことを受け、5年間の期間限定ではあるが、浄化槽を廃止し、下水道に接続していただける方には10万円助成する制度を行っており、この制度をPRし、接続件数の増加に努めたいとの答弁がありました。

また、現状の接続率はとの質疑に対し、水洗化率は72.9%であるとの答弁を受け、これが100%になったらこの単価で十分採算が取れるのかとの質疑に対し、使用料で起債の元金と利息の全てを賄うのは無理と考える。一般会計には下水道事業に対する交付税算入があり、繰入金金が全て一般財源での負担というわけではないとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第61号平成31年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第62号平成31年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について、議案第66号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

これら4議案につきましては、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上をもちまして、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和2年9月24日、産業建設委員会委員長 広瀬武雄。以上です。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第58号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第59号平成31年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第60号平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第61号平成31年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第62号平成31年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第66号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆さん、おはようございます。

議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま一括議題となっております議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑のほうをさせていただきます。

こちらのほう、産業建設委員会のほうでは質疑なく、委員会では可決をされたということでお聞きをしておりますが、私のほうでお聞きしたいのは、この下水道事業会計については、今回、補正予算として上がっているものに関しまして、支出の部の資本的支出、建設改良費の施設整備事業費のほうで3,240万9,000円の予算のほうが補正をされております。こちらのほうは、以前の質疑のほうで明らかになっておりますが、来年度予定する最終処分場の用地のほうの取得だとか、測量だとかというふうで新しく進められる下水道事業の費用に充てられると、それを前倒しで計上しているというお話を聞かせていただきました。

それで、私がお聞きしたいのは2点ございまして、1つはこの産業建設委員会の中で、下水道のほうも継続調査となっておるんですけれども、370億円、40年間かけて事業を行うということでございますが、これほどの大きな予算を決定していく、もしくはこの予算を認めることによってこの事業を推進していくということが決定されるわけでございますが、この委員会の中で、今後この瑞穂市の財政において、先ほど委員長の報告の中にもありました別議案ではございますが、下水道事業会計決算の認定のほうでも、毎年一般会計から税金を投入して事業を継続していく。また、決してこの一般会計からの繰入れということはないと、接続率を上げて維持管理費を使用料で賄っていく事業であるということが言われておりました。そういったものが、今後40年間この一般会計を投入していくということについて、議論がどのようにあったのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

もう一つは、先般私の一般質問のほうで、この最終処分場は、今、下畑自治会の下畑の地域で予定をされておるわけですが、この地域のほうが建設には反対をしているという自治会のアンケートの結果を紹介させていただきました。市の執行部のほうでは、個別訪問を行っ



た上で、過半数以上の賛成があるという形で事業を進めていくという御返答がありましたが、こういった市民の方が反対をされている。そういった中で、その話し合いをしっかりとしない中で進めていくということについての疑問を持つわけですが、この2点について、委員会の中でどのような審査があったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 産業建設委員長 広瀬武雄君。

○産業建設委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいまの馬淵議員の2点の質問に対してお答えいたします。

まず第1点目、いわゆる一般会計からの繰入れについて何か協議されたのかと、こういうことでございますが、実は委員会においては、そのようなことについての協議は一切いたしておりません。今後の課題かなあと、余分なことを申しますと、それが課題ではないかなあとという点では、馬淵議員の発言の中にもありましたように、今後の課題として捉えているだけでありまして、このたびの委員会では協議されませんでした。

それと、もう一言付け加えますと、過去にも何回となく議会におきまして、あるいは委員会におきまして、この一般会計からの下水道への繰入れ、これについてはいかがなものかという質疑等々が積極的に行われた時代もありましたが、これはある程度致し方ない現実であるという点で受け止めていただいている方々が大半ではないかというふうに私個人的に考えるところでありまして、余分なことは申し上げないほうがいいと思いますけれども、そういうような実態でございます。

また、2点目のいわゆる下畑地区における自治会が反対しているとか、賛成しているかというその割合、あるいは執行部側が言う賛成のパーセンテージと自治会から出てくる反対のパーセンテージ等々に差異があることは従前より承知しておりますが、その件につきましても、この産業建設委員会で取り立てて協議いたしたという実態はございません。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）について反対討論をさせていただきます。

先ほどの質疑にもありましたように、この内容の主なところといたしましては、他会計、一般会計から3,300万円ほど繰入れをし施設整備事業費に充てていく、そういう内容であります。これは、来年度に予定されていた下畑の施設整備などの設計を前倒して行うためのものだという説明をお聞きしております。

この下畑に下水の処理場を建設することについて、地元との合意がない状況、今議会に対しても、下畑自治会長区長名で予定地に決まった経緯の是非などについて、公平・公正な立場でその検証を求める嘆願書も出されております。その解決の場の設定を求めておられる、そんなふうにご考えております。

また、先ほども話がありましたように、下畑地域の方の多数が建設に賛成だという市の認識があるのに対し、地元自治会のアンケートでは7割が反対をしている、そういう結果だという自治会側の認識があります。つまり、両者の認識には大きな隔たりが現実にあるわけです。このような状況の下で、下水道の処分場建設事業を予定以上に早く進めることは地元とのあつれきを大きくする、そういったことではないでしょうか。

総括質疑の際、基本設計などは法定手続に基づき行っている、そういった答弁がございましたけれども、これは事を進めようとしている側の論理ではないでしょうか。相手に対しどのような影響を与えるのが推察できない姿勢では、これが今回の問題の一つの大きな原因になっているのではないのでしょうか。現に、測量に関してトラブルも発生している、そんなことも聞いております。このような地元との問題を真剣に解決しようという姿勢が残念ながら見てとれないのが今回の補正予算ではないのでしょうか。そういった意味を持ちまして、この補正予算について、私は反対をさせていただきます。

以上をもちまして、この補正予算に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 賛成討論なし、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第52号から日程第14 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第52号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第65号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 松野藤四郎君。

○文教厚生委員長（松野藤四郎君） おはようございます。文教厚生委員会の松野でございます。

文教は、先日議案を審査しましたので、それについて結果を報告します。

ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、9月11日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第52号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について及び議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これら2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第55号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、平成31年度の保険税率は平成30年度と比較すると資産割は減っており、所得割は増えている。資産割で減らした分を所得割で増やしているのかとの質疑に対し、全額ではないが、減った分の幾らかを所得割で補っているとの答弁がありました。

また、歳入で、保険基盤安定繰入金に税軽減分と保険者支援分があるが、どのような内容になっているのかとの質疑に対し、税軽減分は均等割額と平等割額の応益分に係る軽減額が補填される。それに対し、保険者支援分は中間所得者層を中心に所得割と資産割の応能分でそれなりの補填があるとの答弁を受け、それなりの補填とはどのようなものになるのかとの質疑に対し、金額は計算式により決まるが、中間所得者層の保険税負担を軽減するための制度になって

いるとの答弁がありました。

また、歳出のうち、レセプト点検委託料を総務費と保険給付費の2つに分けているのはなぜかとの質疑に対し、どちらも岐阜県国民健康保険団体連合会に支払っているが、連合会の予算との関連で、総務費の部分と保険給付費の部分とで分けて支払っているとの答弁を受け、それらは何に基づいて額が決まるのかとの質疑に対し、保険給付費のレセプトの点検委託料は、被保険者の方が受診された分のレセプトの数によって額が決まる。総務費のレセプトの点検委託料は連合会が運営しているために、構成市町村で負担する一定額を支払うものであるとの答弁がありました。

討論では、資産割を減らしてあることには賛成するが、その分を所得割で補填されることには反対である。今年度は改善されていると思うが、されていなかった平成31年度に対しては反対であるという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第56号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、後期高齢者医療の保健事業は後期高齢者医療広域連合で決まっていると思うが、それに加えて市独自でやっていることはあるのかとの質疑に対し、後期高齢者医療広域連合で要綱がつくられており、それに準じて行っている。それに伴って、広域連合から保健事業費委託金を受けているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第57号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、平成31年度はマイナスが出たが、国の補助金で賄われることになり、当市の負担はないと聞いた。今回のようなことがあった場合、特別会計だと把握しやすいが、一般会計に移行する令和2年度以降はどのように把握していけばよいのかとの質疑に対し、一般会計に移行しても収支は随時確認し、引き続きお示しできるようにするとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第64号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第65号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、歳出の後期高齢者医療広域連合納

付金で607万円ほどが保険料負担金として計上されているが、当初の予算よりも増えたのはなぜかとの質疑に対し、保険料は広域連合へ全額納付するもので、平成31年度決算の繰越金の内訳で保険料が607万円あると分かったため、その分を広域連合納付金として補正予算に計上したとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和2年9月24日、文教厚生委員会委員長 松野藤四郎。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第52号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第55号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議案第55号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をさせていただきます。

31年度におきましては、先ほどの委員長報告にありましたように、国保税資産割が20.25%から13.50%へ6.75%引き下げられました。また、均等割が500円、平等割が2,400円、それぞれ引き下げられました。しかし、所得割5.74%から6.06%、0.32%引き上げられております。

私は、資産割をなくすことについては賛成でありますけれども、その一部を補填するために所得割を増税することには反対であります。

その一方で、国保基金は8億3,100万円から9億7,500万円、1億4,400万円増加しております。1年間の国保税収入10億2,000万でありますけれども、ほぼそれに匹敵する金額が基金として積み上げられている。私は、この基金を活用して保険税を引き下げるなどの工夫が十分できるのではないかと考えております。そういった立場から、この決算については反対をさせていただきます。

以上をもちまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第56号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第57号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第64号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。10時5分から再開をしたいと思います。よろしくお願います。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時06分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 議案第54号及び日程第16 議案第63号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第54号平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第16、議案第63号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。  
総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 改めまして、皆様おはようございます。

議席番号10番 今木啓一郎です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月14日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部長、調整監及び当委員会所管の各課長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第54号平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、決算の不用額 5 億 2,125 万 1,176 円の理由はとの質疑に対し、予算査定の中でも、12 月議会までに歳出の決算見込額に近づけるよう努力しているが、大きな工事など完了していないものについて減額を行うことが難しく、委託についても事業が完了するまでは確定決算額を出すことが困難であることが原因と考えるとの答弁がありました。

また、予算執行ができなかった理由はとの質疑に対し、今回不用額が多かったものは、総務費における総務管理費 1 億 1,252 万 4,647 円で、ふるさと納税関連の補正対応ができなかったもので、年度末において不用額が出たことが主な原因であるとの答弁がありました。

また、民生費の不用額 1 億 2,681 万 1,036 円の理由はとの質疑に対し、全体の執行率としては 98.1%なので、何か特別に事業ができなかったのではないと考えるとの答弁がありました。

また、歳入の市税が増えた理由はとの質疑に対し、納税義務者が市県民税で 495 人、固定資産税で 190 人増えたことにより、調定額が増加したのが原因と考えるとの答弁がありました。

また、歳入の地方譲与税についての説明をとの質疑に対し、地方譲与税全体としては、予算に対して 344 万 7,019 円プラスとなっている。ただ、地方揮発油譲与税が予算に対して 317 万 2,981 円減っているが、地方譲与税全体の決算状況では、前年と同じ規模で推移しているとの答弁がありました。

また、市税の不納欠損に対する職員の事務対応はとの質疑に対し、市税は納期より 5 年間経過すると消滅時効として不納欠損になる。しかし、職員はそうならないように催告書を発送し様々な調査をして滞納処分を行い、滞納者と接触を図る機会を設けている。ただし、連絡が取れない、滞納処分する財産がない場合については、やむを得ず消滅時効が到来するという事務処理対応をしているとの答弁がありました。この答弁に対し、差押処分して取り立てた事例はあるのかとの質疑に対し、滞納処分の状況は差押件数 267 件、換価した件数 415 件、購買換価金額は 2,568 万 6,000 円を年度中に執行したとの答弁がありました。

また、歳入の市たばこ税は増えているのかとの質疑に対し、現状のたばこ税は国の税率改正が大きく、電子たばこは増税傾向なので、前年よりも増えているとの答弁がありました。

また、総合政策費の中にある樽見鉄道運営維持費補助金を支出しているが、経営や内容などに対して市は意見が言えるのかとの質疑に対し、沿線自治体で樽見鉄道連絡協議会が設置されており、毎年事業実績などや営業活動の説明がある。今回のコロナ関係で打撃を受け苦慮していると聞いている。沿線の自治体で樽見鉄道を守るということで、今後考えていきたいとの答弁がありました。

また、防災費の防災無線管理費について、防災無線は聞きづらいという声がある。今後、災害時に備えて、必要などきに必要な情報を早く伝える手段としてどのような方法を考えているかとの質疑に対し、聞きづらい点については、現地で担当者が確認し対応しているが、毎年実施しているデジタル化工事とのタイミングが合えば、可能な範囲で向きを変えるなどの微調整を行う場合もある。多くの場合は防災ラジオの御説明に加え、昨年からLINEも利用可能となった市民メールについても御案内している。なお、市民メールは後からも見れる利点があるため、自治会の訓練などの際にPRを行っているとの答弁がありました。

また、繰越費の内容はとの質疑に対し、具体的な事業については（仮称）中山道大月多目的広場整備事業、穂積の市道4-3号線の道路改良工事、国土強靱化地域計画策定業務などであるとの答弁がありました。この答弁に対し、（仮称）中山道大月多目的広場整備事業の繰越費を変更した理由はとの質疑に対し、基本設計に時間がかかり工事発注が12月になり、予定していた工事ができなくなったためであるとの答弁がありました。

また、予備費を使用した事業の内容は、当初予算や補正での対応はできなかったのかとの質疑に対し、予備費は6件であり、馬場公園集会所については消防法の規定により非常用消防設備の設置義務が発生し、緊急的に行う必要があると判断し放送設備を設置した。また、市営住宅については浄化槽が破損したので、工事発注のため、こちらも早急に設計、積算をする必要があったので予備費を使用して設計業務を行った。基本的な考え方として、補正予算まで待てない緊急性があるものを予備費として使用したとの答弁がありました。

また、経常収支比率の数字をどう評価しているのかとの質疑に対し、経常収支比率は、低いほうが市独自の判断で使用できるお金が多いので、この数字を見ながら運営を行って、予算編成を行っていききたいとの答弁がありました。

また、敬老事業について、敬老会を実施している自治会としていないところがあり、その対応に差を感じるがとの質疑に対し、敬老会を実施している自治会でも記念品だけのところや祝賀会を開催するところもあるので、敬老会の在り方については今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、学校教育費の学校支援員の体制はとの質疑に対し、スクールサポートスタッフとして3名が勤務し、3つの中学校校区に配置され、印刷物業務や配付物の仕分け業務を行っているとの答弁がありました。

また、学校生活支援員の体制はとの質疑に対し、平成31年度は42名を配置し、小学校を中心に支援が必要な児童の授業サポートをしているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

続いて、議案第63号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について審査しました。

本案についても、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見

はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、小学校費の工事請負費で中止した工事の今後の予定はとの質疑に対し、教育委員の御意見もお伺いし、今年度は中止して来年度工事していきたいとの答弁がありました。この答弁に対し、工事内容はとの質疑に対し、中小学校の木造旧校舎の解体工事と牛牧小学校の照明工事であるとの答弁がありました。

また、コンビニ交付システム開発委託料とシステム改修業務委託料の内容はとの質疑に対し、コンビニ交付システムの外国人の振り仮名を表記させるための改修であるとの答弁がありました。

また、歳入の国民健康保険事業特別会計繰入金の内容と説明をとの質疑に対し、国民健康保険事業特別会計から一般会計の精算分として3,917万4,000円を一般会計に戻すものであり、内容については、一般会計から預かった一般会計繰入金を総務費の人件費、出産育児一時金、保健事業に充てた精算分であるとの答弁がありました。

また、臨時財政対策債が増えた理由はとの質疑に対し、地方交付税の算定により限度額が確定したためであるとの答弁がありました。

また、市営住宅の浄化槽修理について、現在の進捗状況はとの質疑に対し、予算約1億円の範囲内で工事を既に発注しており、今回の補正予算の中で、省エネ型浄化槽システム導入推進事業補助金を財源として確保できたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和2年9月24日、総務委員会委員長 今木啓一郎。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第54号平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第54号平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をさせていただきます。

私、こういう決算書を見るのは初めてで、なかなか理解が十分っていないところもあるかと思えますけれども、その中で特に問題だと考えたのは、小・中学校への無線LAN整備事業について1億円を超える金額が投入されております。この予算を決める際の平成31年3月議会でも、このことについて、いろいろな様々な立場からこの問題が取り上げられてきておりました。その中で、当時の教育次長は、全ての学校の情報系のネットワークが非常に悪い。ですから、間にあるスイッチングハブとかルーターだとか、かなり悪く、それもこの中に組み込ませていただいている。これを上手に使わせていただくということになっております。ケーブル系とネットワーク系のシステムを全部計画し直すという形になっておりますから、どちらかというところ、子供たちが使うタブレットの電波を受け入れるというふうな仕事が多いということになりますといったような答弁がされ、災害時の避難者の便利のために利用するためということももちろんありますけれども、日常的には学校でのタブレットを使用する。これを前提に31年度、小・中学校に無線LANの整備を行うという議論がなされております。ところが、御承知のように、また今年度1億5,000万円を使ってLAN整備をやり直す、こういったことも補正予算の中で決まっております。今、改めてこの予算を決めた当時の議事録を確認しますと、当時の説明と今なされている説明とに若干のそごが生じているような気もいたします。

そもそも、30年3月に制定された瑞穂市教育の情報化推進計画が改定されたのかどうか確認はしておりませんが、こういったことの関係もきちんと確認されていたのかどうか。その一方で、防災でも、学校行事でも重要な体育館の空調設備についてが先に追いやられたままになっています。こういった中で、やはり一貫性に欠ける進め方、これが問題ではなかったのでしょうか。

次に、若干細かい話になりますけれども、岐阜バス美江寺穂積線の廃止の問題について、この同じ31年3月の議会での当時の企画部長さんは、岐阜市民病院へ乗られる方が大変多いということで、そちらへのアクセスをどのようにしていくかということも、PRをその方たちに今後していきたいというふうに思っていますというような答弁がなされておりますけれども、その後そのようなPR、あるいは対策が打ち出された様子もなく、利用者には路線廃止の直前まで知らされることなく、あと1週間で戦前からの歴史があるこの美江寺穂積線、これが廃止されようとしております。さきの部長の答弁、これは一体何だったのかという気もいたします。このような形で進められた決算については承認することはできません。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第63号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議案第63号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）についての反対討論をさせていただきます。

この補正予算では、コロナ関係のことについては、あまり触れられていないのはちょっと残念に思っているところでございますけれども、大きな問題としては、先ほど下水道会計のところでも論議しましたように、今回の補正予算の土木費の中の下水道費で3,300万円下水道事業に繰出しをしている。そして、これを来年度予定されていた施設設備などの設計を前倒しで行う、そういったための繰出しであります。この是非につきましては、先ほど議論をさせていただきましたので、この場であえて重ねてはしませんけれども、何と云っても相手に対してどのような影響を与えていくのか、こういったことを推察できないような姿勢の補正予算、これが大きな問題だと認識をしております。このような地元との問題を真剣に解決しようとする姿勢が見てとれない今回の補正予算には反対という立場でこの議論をさせていただきます。

以上をもちまして、一般会計補正予算に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。45分より議会運営委員会の開催をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

本会議は、また議運以降になりますので、本会議の再開の時刻は未定になりますので、傍聴者の方申し訳ありません。よろしくお願いします。

休憩 午前10時29分

再開 午前11時16分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま市長から議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思えます。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議案第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 追加日程第1、議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件追加提案について説明をさせていただきます。

議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,181万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ266億8,046万3,000円とするものであります。

歳出では、教育費の学校教育総務費として、小・中学校の日帰り修学旅行支援事業に伴うバスの借り上げ料や施設入場料など、合わせて1,181万8,000円を増額するものです。

歳入では、繰入金の財政調整基金繰入金を1,181万8,000円繰入れするものであります。

以上、1件の追加議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時44分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

追加議案、議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について御質問させていただきます。

追加補正予算書の4ページに記載してあります歳入、款繰入金、目が財政調整基金繰入金、節のほうでは1,181万8,000円となっております。また、歳出のほうにつきましては、学校教育総務費につきまして1,181万8,000円が歳出として出ております。

この中におきまして、使用料311万5,000円と借り上げ料854万4,000円の内訳の説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） ただいまの御質問なんですけれども、内訳に関しましては、使用料というのは駐車場とか有料道路、また入場料などの料金となっております。借り上げ料というものがバス代ということになっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 内訳の今御説明をいただきました。

それで、今回、もともと修学旅行に関しましては取りやめという方向であったかと思うんで



すけれども、今回このような財調を崩して繰入れをして歳出のほうで、宿泊料がありませんので恐らく日帰りであろうかと思われます。日帰りという選択になった経緯を御説明ください。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今の日帰りになった経緯について御説明いたします。

修学旅行というのは、当初も考えておったんですが、議員おっしゃられるように宿泊が伴うものとしてあるわけですが、今回、県の教育委員会、あるいは県の対策本部のほうから示された内容につきまして、私たちは吟味しております。その中で、学校の教育現場においては3密を避けるような対策、あるいは拡大防止の対策も講じていることから、非常にコロナの感染は学校の中での感染の広がりが見られないということがはっきりしてまいりました。そこで、そういうような状況を踏まえて考えた場合に、今後、修学旅行に代わるものとして検討することができるのではないかなというような指示の内容でございます。

通知の中身をさらに吟味しますと、具体的には、そういったことを検討する際には日帰りなら可能であろう。それは教室が移動するだけですので、そういった3密を避けるいろんな対策を講じることができると。しかしながら泊が伴うような行事においては、他県でもやはりそういった感染、学校内の子供同士の中での感染拡大があるということで泊は避けるというような指示の内容でございました。

そういった内容を踏まえますと、県内の施設を利用する、県内の日帰りができる、しかもバスによる交通機関を活用する。いわゆる鉄道等だと乗換え等がまたございますので、大きなターミナル駅等、そこを経て移動しなければなりません、バスだと同じ学級のメンバーをさらに分散して乗りますので、そこは非常に学校の教育現場に近い状態、あるいはそれをさらにまた対策を講じることができるだろう。

以上のような経緯がございまして、バスによる県内の場所を選定した上で、日帰りというような内容で私たちは検討してまいりまして、各学校がそういうような行き先等も検討してやっと日程等も決まって、今こういった予算化もすることができたという状況に至っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、経緯について御説明いただきました。

確かにおっしゃるとおりで、新型コロナ禍において、3密を回避するために日帰りを選択されたということでもありますけれども、個人的な話で大変申し訳ございませんけれども、やはりコロナ禍においても、一生に一度の修学旅行の経験を何としても積ませてあげたいという思いは私の中にも当然ありますし、教育長の中にもおありかと思えます。その上で、コロナ禍において日帰りを選択されたという経緯は今の御説明で分かりますけれども、1泊を伴う旅行につ

いては御議論されたのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 目的地も含めて、近距離であれば他県でもいいんじゃないかという、そういうような議論もしました。しかしながら、やはり県内に限定しましょうということで私どもは結論を出しております。

泊を伴う宿泊旅行にするのかどうかについても、やはり私たちも検討の課題として上げて、その上でリスクのある活動は避けよう、子供たちをあえてそういった危険な目にさらす必要はないだろうと。その中でできる最大限の活動を仕組むことによって修学旅行に代わる行事として私たちは進めていきたいと、校長会でもそのような意見でしたし、特に市長さんのほうからも、やはりそういった一生に一回の思い出なので、何とかしてやれないかというような御指示をいただきまして、私たちはそういった結論を出したところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 最後に御質問させていただきます。

今回、追加上程、市長のほうからもいろんな御意見がある中で、何としても子供たちに思い出づくりをさせてあげたいという思いから、今回上程されたと思われま。ただ、私としては、やはり泊を伴ういわゆる行事も検討されるべきであったということで、今教育長のほうからも、もちろん市長からも御検討されたということでもありますけれども、本来の形であれば、子供たちの思い出づくりを何としてもかなえさせてあげたいという思いが、教育長また市長のほうにもおありかと思ひます。その中で、今回の行事に関しまして、市長の思いをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野議員の修学旅行に代わる日帰り旅行の御質問ということで、私の思いというような御質問でございますが、9月17日の一般質問がここでございます。そのときにもお答えをさせていただいておりますが、そのときには、まだ教育委員会のほうで学校の日時、そして行き先、さらにはそれに伴うバスの見積りというのできておりませんでした。それが先週の金曜日の夕方頃にまとまりまして、今回この提出、議会のほうに追加提案となりましたのでよろしくお願いを申し上げます。

その中で、私がこの松野議員からの御質問の中にもありました1泊で修学旅行をさせてあげたいという思いは本当に熱いものがありますが、今の状況を考えると、どうしてもやはり日帰りでそれに代わるものということで、私どもも子供の頃には修学旅行を楽しみにしておりました。そして、その運動会や修学旅行、遠足がそれぞれの時期の季節の一つの区切りとして子供たちにはありました。

今回、コロナウイルス感染症は先の見えない未知のリスクがあります。いつ終わるか先が見

えないということで、子供たちに確かなものとして修学旅行に代わる日帰りを皆さん子供たちに与えてあげたいという思いから、今回追加の上程をさせていただきましたので、皆様方によりよく御審議をお願いするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

議案第69号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

それでは、午後は1時半より再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第17 議案第68号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第17、議案第68号瑞穂市国土強靱化地域計画の策定についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第68号瑞穂市国土強靱化地域計画の策定についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

第68号、瑞穂市国土強靱化地域計画の策定についてですが、これは先日の一般質問でも申し上げましたけれども、これは令和3年度から7年度の5年間という計画であります。岐阜県は、本年度から6年ということになっていきますし、他市町も結構強靱化策定がされて動いております。

これは、どんな自然災害が起きても機能が不全に陥らず、迅速に回復できるよう強靱化を瑞穂市がつくるわけですけれども、質問の中でもお話ししましたように、この12の施策分野があるわけですけれども、これについて、それぞれ行動計画をつくって令和3年から動くわけですけれども、これは担当部署がいろいろあると思いますけれども、そういったところは御議論されておるのかまず聞きたいと思います。あとは議席から質問します。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 松野藤四郎議員からの御質問にお答えさせていただきます。

今回の国土強靱化地域計画は、瑞穂市のほうとしては、今回が初めての策定になります。今年度中につくるということで、この計画ではなくて、アクションプランというものも一緒につくりまして、12月末までにとということです。

今回の国土強靱化計画につきましては、お示ししたとおり今回の議決をもって確定することになります。その後、また早速アクションプランにかかりますが、原課のほうでは、既にいろんな事業がもう進んでおります。ただ、国土強靱化というか、またしなやかで強いというところの概念を入れた計画にしていくというところで、取りまとめているということになります。

ですから、原課のほうでは既に進んでいるということになります。ただ、今回のクライシスといいますか、危機というものを考えたときに、新しい事業も行うことになります。そういうものはやっぱり加わってくるということになりますので、その点は加わるということもありますけれども、今あるものも取りまとめ、この計画とアクションプランに位置づけ、なおかつ国の交付金、補助金をもらえるように段取っていくということで、もう既に進んでいるというところでも言えるのではないのでしょうかと思っています。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 現在進んでいるというお話ですね。新しい事業もありますというこ

とで、来年の4月から運用されるわけですけれども、この担当部署といたしますか、12の施策分野があるんですけれども、それぞれ各部署に分かれていると思うんですね。全ての部署がそのように進んでいるというふうで解釈していいですか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） はい。12の分野というのは施策分野で、重点化施策項目の中での12の分野ということを言われていると思います。行政機能、地域保全、交通・物流、住環境、ライフライン、そして衛生環境、保健医療・福祉、教育・文化、産業・経済、リスクコミュニケーション、老朽化対策、官民連携・広域連携というこの12の項目になっています。

この12の項目で分けるということは、各課に1つということではありません。ですから、この分野の中に、どこの自分の事業が該当しておるかというのはプロジェクトチームで委員が集まって理解しております。それをマトリックスで表に分けて、この分野の中に、今ここは私たちはこの事業をやっている、これはやっていないよね、これは優先的にやるよねという作業をしております。それを持った上で、それを終えた上でこの計画はつくっておりますので、重点化項目がどの課にというわけではなく、どの項目も対象としている課はあるということです。ただ、これをまとめるのが市民協働安全課の防災の担当がしているという状況でございまして、その辺に関しては、調整役ということで市民協働が動いておりますが、各課が自分のところの抱えている事業を当てはめて考えているということになりますので、御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） プロジェクトチームをつくって市民協働安全課が取りまとめたということですね。

瑞穂市は地理的条件といたしますか、過去の災害もいろいろあるわけですけれども、そういった施策についての優先順位というのとは何かがある。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今回、想定されるリスクというところで、風水害と巨大地震というのを選んでおります。まずは、その風水害の中でも水害ということで、私どもの今回の国土強靱化は、水害対策に特に優先権を置いたというところで今つくっているところでございます。

今回の議会の質問にもございましたが、まずは風水害対策、水害対策のところに力を入れていくのが過去の災害から見てもそうでしょうということです。

ただ、問題は、水害はまだ時間がある程度読めて逃げたりすることができるんですが、いざ体験したことのない巨大地震が起きたときには一撃で被害者が出るということがあるので、過去の経験から見ると水害対策ということで進んでいますけれども、同じように、この巨大地震

についてもよく検討して考えていかなきゃいけないという思いは職員のほうも思っているという状態で、この計画書はつくっていることだけ申し添えさせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 瑞穂市といいますか、以前は穂積村ですけれども、例えば明治24年には濃尾震災でこの穂積村のほとんどの家が倒壊したと、こういう大きな地震がありますね。水害については、伊勢湾台風、集中豪雨といろいろあって床上浸水等もあります。そういったところを万全にして市民が安心して暮らせる強靱なまちをつくる、これは当然だというふうに思います。

こういった事業を進めていく中で、国の推奨事項ですので、これから国からはある程度のお金が出ると思うんです。上限はどれだけか分かりません。そして、市からの持ち出し等もあると思うわけですね。例えば市の公共施設ですと、見直しがあつて庁舎の関係、それからいろんな公民館等もあるんですが、そういった管理の方法で公共施設管理何とかあつたですね。そういうところで非常にお金がかかるわけですけれども、そういった国からのお金というのはどのぐらいの補助が出るのか、1件当たり。政策によって違うと思うんですけれども、分かれば教えてほしいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の御質問でございますが、各公共施設等々の維持から強靱化というか強くしていく、改修とか、そういうところにお金がかかるということでもありますよね。それは、国側からどのぐらいのお金が出るかということでございますが、それに関しては、また各事業を決めたときに、どのようなメニューがあつて該当できるのかということを含めていきますので、今の段階でここでまとめた感じで何割ぐらい国からもらえるとか、そういうことはちょっと言い難いので御容赦願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地方創生のときは、多分1,000万円だったかな、何か上限があつたんですけれども、この強靱化に対しても、国は何兆円かちょっと予算を組んでおるか分かりませんが、多分上限があると思うんですよね。

そういった大きな事業をやっている中で、市からの持ち出しが多分出てくると思うんですよ。そういったことをこの強靱化を進めていく5年間の間でどのぐらいの費用が要するという、そういったものを計算されたことがあるのか、分かれば教えてほしいんですが。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今のところ、その強靱化のみでということではなくて、現在もいろ

いろと水害対策だとか、いろんな工事だとかというのもやっています。ただ、今度まとめていくアクションプランに上がった事業の中で、どのぐらい国からの補助とか交付金でもらえるのかということはまた詰めていくことになりますので、そこで大体おおむねどのぐらいの経費が補助されるのかというのが分かってくるのではないかなあとと思います。今、現在のところで幾らかということは、ちょっとつかめていないのが現状です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 優先順位は風水害と巨大地震と、このようにありましたね。例えば巨大地震に対しては、耐震対策の費用等もかかると思うんですね。そういったことの調査をし、ある程度の補助金を出して耐震対策すると。風水害については、避難所の確保とかいろいろあるわけですが、そういったことも検討しなくてはならないというふうに思いますね。強靱化は、策定するだけで実行しない意味がないんですよ。要は行動計画をつくってしっかりやらないかん。

県は、令和2年にもう発足しておるわけですね、この事業を。その中で、ある事業をずうっとやった中で、有識者会議を開いてちゃんと点検しておるんですね。ですから、先般質問したように、検討委員会をつくって第三者を入れてやるのも当然だと思いますね。そういった考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 有識者会議ですけれども、今回、私どもは防災会議のメンバーの方々に、この国土強靱化地域計画を見ていただいて御意見を伺っております。

国のほうのガイドライン等にも、絶対的に法令とかで規定で必置といいますか、必ず置いてやりなさいということにはなっていません。ですので、私どもはいろんな意見を専門的な意見をと考えたときに、防災会議の方々が一番よいであろうという判断をしまして、そちらのメンバーの方々に御意見を伺っています。

そういう形で、外からの意見も取り入れるという形は、そこで担保させていただいたということでございますので御理解願いたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 当市は災害に弱いまちでございますので、市民の皆さんが安心して暮らせる強靱化対策を早急に実施して、そして行動計画をつくってしっかりと検証して前へ進めていただきたいと、このように思います。以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

議案第68号瑞穂市国土強靱化地域計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 発委第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第18、発委第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 棚橋敏明君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（棚橋敏明君） 議席番号12番 棚橋敏明でございます。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきましたので、発委第6号として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、こちらの内容を読ませさせていただきます。

発委第6号、瑞穂市議会議長 庄田昭人様。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 棚橋敏明。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出の理由、瑞穂市議会として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を関係行政庁に提出しようとするもの。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求



める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望します。

記1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿、内閣総理大臣 菅義偉殿、内閣官房長官 加藤勝信殿、総務大臣 武田良太殿、財務大臣 麻生太郎殿、経済産業大臣 梶山弘志殿、経済再生担当大臣 西村康稔殿、まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本哲志殿。

以上、朗読とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） これにて趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これでは本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後2時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月24日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 杉原 克巳

議員 棚橋 敏明